

(続き)

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復
分配金の支払等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年十二月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

法律第百三十三号

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害
回復分配金の支払等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 預金口座等に係る取引の停止等の措置
(第三条)

第三章 預金等に係る債権の消滅手続(第四
条―第七条)

第四章 被害回復分配金の支払手続
第一節 通則(第八条・第九条)
第二節 手続の開始等(第十条・第十一条)
第三節 支払の申請及び決定等(第十二条―
第十五条)

第四節 支払の実施等(第十六条・第十七条)

第五節 手続の終了等(第十八条―第二十五
条)

第五章 預金保険機構の業務の特例等(第二十
六条―第三十条)

第六章 雑則(第三十一条―第四十二条)

第七章 罰則(第四十三条―第四十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、預金口座等への振込みを利
用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を
受けた者に対する被害回復分配金の支払等のた
め、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復
分配金の支払手続等を定め、もつて当該犯罪行
為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な
回復等に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、次
に掲げるものをいう。

- 一 銀行
 - 二 信用金庫
 - 三 信用金庫連合会
 - 四 労働金庫
 - 五 労働金庫連合会
 - 六 信用協同組合
 - 七 信用協同組合連合会
 - 八 農業協同組合
 - 九 農業協同組合連合会
 - 十 漁業協同組合
 - 十一 漁業協同組合連合会
 - 十二 水産加工業協同組合
 - 十三 水産加工業協同組合連合会
 - 十四 農林中央金庫
 - 十五 商工組合中央金庫
- 2 この法律において「預金口座等」とは、預金
口座又は貯金口座(金融機関により、預金口座
又は貯金口座が犯罪行為に利用されたこと等を
理由として、これらの口座に係る契約を解約し
その資金を別段預金等により管理する措置がと
られている場合におけるこれらの口座であつた
ものを含む。)をいう。
- 3 この法律において「振込利用犯罪行為」とは、
詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為で
あつて、財産を得る方法としてその被害を受け
た者からの預金口座等への振込みが利用され
たものをいう。
- 4 この法律において「犯罪利用預金口座等」と
は、次に掲げる預金口座等をいう。
- 一 振込利用犯罪行為において、前項に規定す
る振込みの振込先となつた預金口座等
 - 二 専ら前号に掲げる預金口座等に係る資金を
移転する目的で利用された預金口座等であつ
て、当該預金口座等に係る資金が同号の振込
みに係る資金と実質的に同じであると認めら
れるもの

第二節 手続の開始等

(公告の求め)

第十条 金融機関は、第七条の規定により預金等に係る債権が消滅したとき(第八条第三項に規定する場合を除く)は、速やかに、主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、その消滅に係る消滅預金等債権について、主務省令で定める書類を添えて、被害回復分配金の支払手続の開始に係る公告をすることを求めなければならない。

2 前項の規定は、対象預金口座等に係るすべての対象被害者又はその一般承継人が明らかであり、かつ、これらの対象被害者又はその一般承継人のすべてから被害回復分配金の支払を求めようとする旨の申請があるときは、適用しない。この場合において、金融機関は、預金保険機構にその旨を通知しなければならない。

(公告等)

第十一条 預金保険機構は、前条第一項の規定による求めがあったときは、遅滞なく、当該求めに係る書面又は同項に規定する主務省令で定める書類の内容及びつき、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 前条第一項の規定による求めに係る消滅預金等債権についてこの章の規定に基づく被害回復分配金の支払手続が開始された旨
 - 二 対象預金口座等(対象預金口座等が第二条第四項第二号に掲げる預金口座等である場合における当該対象預金口座等に係る資金の移転元となった同項第一号に掲げる預金口座等を含む。次号において同じ)に係る金融機関及びその店舗並びに預金等の種別及び口座番号
 - 三 対象預金口座等の名義人の氏名又は名称
 - 四 消滅預金等債権の額
 - 五 支払申請期間
 - 六 被害回復分配金の支払の申請方法
 - 七 被害回復分配金の支払の申請に關し参考となるべき事項として主務省令で定めるもの(当該事項を公告することが困難である旨の金融機関の通知がある事項を除く)
 - 八 その他主務省令で定める事項
- 2 前項第五号に掲げる支払申請期間(以下この章において単に「支払申請期間」という)は、同項の規定による公告があった日の翌日から起算して三十日以上でなければならない。

3 預金保険機構は、前条第一項の規定による求めに係る書面又は同項に規定する主務省令で定める書類に形式上の不備があると認めるときは、金融機関に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 金融機関は、対象犯罪行為による被害を受けたことが疑われる者に対し被害回復分配金の支払手続の実施等について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を適切に講ずるものとする。

5 第一項から第三項までに規定するもののほか、第一項の規定による公告に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第三節 支払の申請及び決定等

(支払の申請)

第十二条 被害回復分配金の支払を受けようとする者は、支払申請期間(第十条第二項の規定による通知があった場合においては、金融機関が定める相当の期間。以下同じ)内に、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に第一号及び第二号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付して、対象預金口座等に係る金融機関に申請をしなければならない。

- 一 申請人が対象被害者又はその一般承継人であること的基础となる事実
 - 二 対象犯罪行為により失われた財産の価額
 - 三 控除対象額(対象犯罪行為により失われた財産の価額に相当する損害について、そのてん補又は賠償がされた場合(当該対象犯罪行為により当該財産を失った対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該てん補又は賠償がされた場合に限る)における当該てん補額及び賠償額を合算した額をいう。以下同じ)
 - 四 その他主務省令で定める事項
- 2 前項の規定による申請をした対象被害者又はその一般承継人(以下この項において「対象被害者等」という)について、当該申請に対する次条の規定による決定が行われるまでの間に一般承継人があつたときは、当該対象被害者等の一般承継人は、支払申請期間が経過した後であっても、当該一般承継があつた日から六十日以内に限り、被害回復分配金の支払の申請をすることができる。この場合において、当該一般承継

人は、主務省令で定めるところにより、前項に規定する申請書に同項第一号及び第二号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付して、これを対象預金口座等に係る金融機関に提出しなければならない。

3 前二項の規定による申請は、対象犯罪行為に係る第二条第三項に規定する振込みの依頼をした金融機関を経由して、行うことができる。(支払の決定)

(支払の決定)

第十三条 金融機関は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、支払申請期間が経過したときは、遅滞なく、同条第一項又は第二項に規定する申請書及び資料等に基づき、その申請人が被害回復分配金の支払を受けることができる者に該当するか否かの決定をしなければならない。同条第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る一般承継があつた日から六十日が経過したときも、同様とする。

2 金融機関は、被害回復分配金の支払を受けることができる者に該当する旨の決定(以下「支払該当事者決定」という)をするに当たっては、その犯罪被害額(対象犯罪行為により失われた財産の価額から控除対象額を控除した額をいう。以下同じ)を定めなければならない。この場合において、支払該当事者決定を受ける者で同一の対象被害者の一般承継人であるものが二人以上ある場合におけるその者に係る犯罪被害額は、当該対象被害者に係る対象犯罪行為により失われた財産の価額から控除対象額を控除した額を当該一般承継人の数で除して得た額とする。

3 前項後段に規定する場合において、当該支払該当事者決定を受ける者のうちに各人が支払を受けるべき被害回復分配金の額の割合について合意をした者があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該合意をした者に係る犯罪被害額は、同項後段の規定により算出された額のうちこれらの者に係るものを合算した額に当該合意において定められた各人が支払を受けるべき被害回復分配金の額の割合を乗じて得た額とする。

4 前二項に定めるもののほか、犯罪被害額の認定の方法については、主務省令で定める。

(書面の送付等)

第十四条 金融機関は、前条の規定による決定を行ったときは、速やかに、その内容を記載した書面を申請人に送付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請人の所在が知られないときその他同項の書面を送付することができないときは、金融機関において当該書面を保管し、いつでも申請人に交付すべき旨を明らかにする措置として主務省令で定める措置をとることができる。

(決定表の作成等)

第十五条 金融機関は、第十三条の規定による決定を行ったときは、次に掲げる事項を記載した決定表を作成し、申請人の閲覧に供するため、これを主務省令で定める場所に備え置かなければならない。

- 一 支払該当事者決定を受けた者の氏名又は名称及び当該支払該当事者決定において定められた犯罪被害額(支払該当事者決定を受けた者がないときは、その旨)
- 二 その他主務省令で定める事項

第四節 支払の実施等

(支払の実施等)

第十六条 金融機関は、すべての申請に対する第十三条の規定による決定を行ったときは、遅滞なく、支払該当事者決定を受けた者に対し、被害回復分配金を支払わなければならない。

- 2 前項の規定により支払う被害回復分配金の額は、支払該当事者決定により定められた犯罪被害額の総額(以下この項において「総被害額」という)が消滅預金等債権の額を超えるときは、この額に当該支払該当事者決定を受けた者に係る犯罪被害額の総被害額に対する割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、その他のときは、当該犯罪被害額とする。
- 3 金融機関は、第一項の規定により支払う被害回復分配金の額を決定表に記載し、その旨を預金保険機構に通知しなければならない。
- 4 預金保険機構は、前項の規定による通知を受けたときは、第一項の規定により支払う被害回復分配金の額を金融機関が決定表に記載した旨を公告しなければならない。